

議 案 書

令 和 8 年 9 月

第 4 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	令和 7 年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	令和 7 年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 9 6	令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）		5
9 7	松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正について		1 5
9 8	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について		1 7
9 9	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		1 9
1 0 0	業務委託契約の締結について（公共施設照明 L E D 化業務委託契約）		2 1
1 0 1	工事請負契約の締結について（つばき保育園新築主体その他工事）		2 7
1 0 2	市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて		2 9
1 0 3	旧慣による市有財産の使用廃止について		3 1
1 0 4	市道路線の認定について		3 3

（後送予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市久谷学校給食共同調理場新築主体工事）		
	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市久谷学校給食共同調理場新築電気工事）		
	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市久谷学校給食共同調理場新築給排水工事）		
	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市久谷学校給食共同調理場新築空調工事）		

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	副市長の選任に関し同意を求めることについて		
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和 7 年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和 7 年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 令和 7 年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 令和 7 年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 令和 7 年度松山市財産に関する調書
5. 令和 7 年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 令和 7 年度松山市運用基金状況書
7. 令和 7 年度松山市各会計決算審査意見書

令和 7 年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法 (抄)

(決 算)

第 2 3 3 条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第 2 4 1 条

- 5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決 算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第 2 号

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和 7 年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和 7 年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計決算書
2. 令和 7 年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第 30 条

- 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第 32 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

議案第 9 6 号

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 8 7, 7 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 8, 9 6 0, 7 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		70,086,000 千円	1,026,000 千円	71,112,000 千円
	1 市民税	31,803,000	746,000	32,549,000
	2 固定資産税	31,180,000	280,000	31,460,000
13 分担金及び負担金		686,533	42,363	728,896
	1 分担金	12,353	42,363	54,716
15 国庫支出金		54,111,174	42,083	54,153,257
	1 国庫負担金	46,217,598	8,004	46,225,602
	2 国庫補助金	7,753,450	34,079	7,787,529
16 県支出金		21,557,604	52,023	21,609,627
	2 県補助金	5,878,001	52,023	5,930,024
20 繰越金		900,000	308,533	1,208,533
	1 繰越金	900,000	308,533	1,208,533
21 諸収入		7,265,362	110	7,265,472
	5 雑入	3,609,242	110	3,609,352
22 市債		10,401,700	416,600	10,818,300

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 市債	10,401,700	416,600	10,818,300
歳 入	合 計	237,073,043	1,887,712	238,960,755

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		18,946,906 千円	26,557 千円	18,973,463 千円
	1 総務管理費	14,769,760	2,985	14,772,745
	2 徴税費	2,132,092	23,572	2,155,664
3 民生費		123,479,978	27,454	123,507,432
	1 社会福祉費	56,577,283	27,454	56,604,737
6 農林水産業費		2,859,364	652,081	3,511,445
	1 農業費	1,166,684	65,282	1,231,966
	2 農業土木費	847,646	586,799	1,434,445
7 商工費		7,930,624	90,000	8,020,624
	1 商工費	6,155,791	90,000	6,245,791
8 土木費		23,622,677	905,120	24,527,797
	1 土木管理費	880,075	30,000	910,075

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 道路橋梁費	2,795,456 千円	677,320 千円	3,472,776 千円
	3 河川費	904,441	183,700	1,088,141
	7 公園緑地費	1,120,011	14,100	1,134,111
13 災害復旧費		0	186,500	186,500
	2 農林水産施設災害復旧費	0	174,000	174,000
	3 土木施設災害復旧費	0	12,500	12,500
歳 出 合 計		237,073,043	1,887,712	238,960,755

第2表 継続費補正（松山市一般会計）

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎整備 デザインビルド事業	千円 19,900,000		千円	千円 23,100,000		千円
				令和8年度	144,000		令和8年度	144,000
				令和9年度	574,000		令和9年度	574,000
				令和10年度	5,235,000		令和10年度	6,097,000
				令和11年度	6,786,000		令和11年度	7,936,000
				令和12年度	6,223,000		令和12年度	7,277,000
				令和13年度	773,000		令和13年度	884,000
				令和14年度	165,000		令和14年度	188,000

第3表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター及び総合窓口 センター等案内業務委託	令和8年度～令和11年度	207,600
埋立ごみ収集運搬委託	令和8年度～令和13年度	150,500
資 源 化 物 別 収 集 運 搬 委 託 及 び 選 別 保 管	令和8年度～令和13年度	4,636,500
ふるさと納税支援業務委託	令和8年度～令和11年度	615,900
松山しごと創造センター運営委託	令和8年度～令和11年度	153,000
久米学校給食共済調理場 給食給業共済調理場	令和8年度～令和10年度	143,300
浮穴学校給食共済調理場 給食給業共済調理場	令和8年度～令和10年度	119,100

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
城山公園及び公園内施設等の 管 理 に 係 る 指 定 管 理 委 託	令和4年度～令和9年度	千円 3 6 6 , 0 0 0	令和4年度～令和9年度	千円 4 0 8 , 3 0 0

第4表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市税徴収事業	千円 30,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和8年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることができる。
農林水産施設災害復旧事業	100,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧事業	10,000	同上	同上	同上

2 変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
高齢者福祉施設整備事業	千円 20,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和8年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について 、利率の 見直しを 行った後 においては 、当該見直 し後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 30,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
児童福祉施設整備事業	200,000	同 上	同 上	同 上	240,000	同 上	同 上	同 上
農林水産基盤整備事業	270,000	同 上	同 上	同 上	390,000	同 上	同 上	同 上
道 路 建 設 等 事 業	570,000	同 上	同 上	同 上	750,000	同 上	同 上	同 上

議案第 97 号

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正について

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

松山市保育所及び小規模保育事業所条例（昭和 39 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表浮穴保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

浮穴保育園の公私連携型保育所への移行に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務に加え、同機構規約を次のとおり変更する。

記

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成 18 年 2 月 3 日愛媛県指令 17 市第 1371 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「並びに森林環境税」を「，森林環境税」に改め，「されている森林環境税」の次に「並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

令和 9 年度から愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料の滞納処分等に加え、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約を変更することについて関係団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

(組織、事務及び規約の変更)

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

記

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 19 日愛媛県指令 18 市第 128 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「26 人」を「25 人」に改める。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市町の人口の変動に伴い、算定基準に基づく広域連合議会の議員定数の見直しを行う必要が生じたため、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係

る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第 2 9 1 条の 1 1 第 2 8 4 条第 3 項、第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 2 9 1 条の 1 3 において準用する第 2 8 9 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

業務委託契約の締結について

(公共施設照明 L E D 化業務委託契約)

次のとおり業務委託契約を締結する。

記

1. 業 務 名 公共施設照明 L E D 化業務委託
2. 業 務 場 所 別紙のとおり
3. 業 務 内 容 公共施設照明 L E D 化の調査, 設計, 施工
4. 契約の相手方 代表者 香川県高松市今里町二丁目 1 1 番 6 号
岩崎電気株式会社 四国営業所
所長 真木 聡
構成員 松山市天山三丁目 5 番 1 8 号
株式会社 I T O プロジェクト
代表取締役 伊藤 幸紀
構成員 松山市畑寺四丁目 1 2 番 2 0 号
松山電設工業株式会社
代表取締役 村上 誠
構成員 松山市下伊台町 1 2 3 8 番地 2
山電工業株式会社
代表取締役 宮崎 洋行
5. 契 約 金 額 2 3 億 7, 0 0 0 万 9, 6 0 0 円
上記金額に, 物価変動又は消費税率変更による増減額を加算した額
6. 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約
7. 事 業 期 間 契約締結の日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

本件は, 予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負を含む契約であるから, 条例の

定めるところにより業務委託契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

公共施設照明LED化業務委託【対象施設一覧表】

118施設

352,891.25㎡

施設番号	施設所管課	施設名称	所在地	地区	延床面積(㎡)
1	文化・ことば課	松山市北条ふるさと館	河野別府995番地	河野	2,766.83
2	スポーツイングシティ推進課	北条スポーツセンター	大浦86番地1	難波	3,934.89
3	スポーツイングシティ推進課	松山市野外活動センター	菅沢町乙280番地	五明	8,588.06
4	スポーツイングシティ推進課	松山中央公園野球場	市坪西町625番地1	余土	29,970.61
5	スポーツイングシティ推進課	松山中央公園サブ野球場	市坪西町625番地1	余土	2,437.61
6	スポーツイングシティ推進課	松山中央公園屋内運動場	市坪西町625番地1	余土	2,494.30
7	スポーツイングシティ推進課	松山中央公園プール	市坪西町625番地1	余土	7,999.50
8	スポーツイングシティ推進課	北条体育館	北条辻1170番地6	北条	902.00
9	長寿福祉課	松山市鷹子老人福祉センター	鷹子町740番地	久米	1,825.98
10	障がい福祉課	松山市畑寺福祉センター	畑寺四丁目8番5号	桑原	3,028.10
11	こどもえがお課	松山市南部児童センター	古川北三丁目8番20号	石井	1,231.56
12	すくすく支援課	松山市保健センター南部分室	古川北三丁目8番20号	石井	1,183.51
13	生活衛生課	松山市北条斎場貴船苑	安岡乙11番地2	粟井	1,240.00
14	生活衛生課	松山市中島斎場	中島大浦25番地1	中島	887.78
15	清掃施設課	松山市横谷埋立センター	食場町乙6番地1	湯山	2,035.21
16	清掃施設課	松山市大西谷埋立センター	大西谷乙129番地	粟井	417.35
17	企業立地・産業創出課	風早の郷 風和里	大浦119番地	難波	925.57
18	農林水産振興課	松山市粟井農村環境改善センター	久保88番地	粟井	1,002.00
19	農林水産振興課	松山市難波地域活性化センター	中通甲777番地3	難波	510.81
20	農林水産振興課	松山市農業指導センター	北梅本町甲1314番地	小野	3,563.79
21	消防局総務課	松山市中央消防署	本町六丁目6番地1	清水	3,680.60
22	消防局総務課	松山市東消防署	道後湯之町18番4号	道後	2,124.40
23	消防局総務課	松山市中央消防署城北支署	馬木町2227番地	和気	995.46
24	消防局総務課	松山市南消防署	北土居三丁目3番26号	石井	2,372.75
25	消防局総務課	松山市西消防署	三津三丁目4番23号	三津浜	3,709.92
26	消防局総務課	松山市東消防署城東支署	河原町7番地19	八坂	999.95
27	消防局総務課	松山市中央消防署北条支署	北条辻1170番地6	北条	782.99
28	消防局総務課	松山市西消防署西部支署	富久町277番地	生石	893.89
29	消防局総務課	松山市南消防署久谷救急出張所	東方町甲952番地1	荏原	402.04
30	消防局総務課	松山市東消防署湯山救急出張所	末町甲6番地1	湯山	390.23
31	学習施設課	松山市立潮見小学校	吉藤四丁目7番13号	潮見	6,804.00
32	学習施設課	松山市立荏原小学校	東方町甲1245番地	荏原	2,430.00
33	学習施設課	松山市立新玉小学校	千舟町八丁目89番地	新玉	2,568.36
34	学習施設課	松山市立味酒小学校	宮西二丁目2番21号	味酒	6,674.00
35	学習施設課	松山市立石井北小学校	和泉南一丁目3番32号	石井	10,601.00
36	学習施設課	松山市立素鷺小学校	小坂一丁目4番48号	素鷺	1,541.00
37	学習施設課	松山市立石井東小学校	越智一丁目3番35号	石井	4,969.00
38	学習施設課	松山市立勝山中学校	清水町三丁目148番地2	清水	8,932.00
39	学習施設課	松山市立鴨川中学校	鴨川二丁目7番19号	潮見	6,628.00
40	学習施設課	松山市立南第二中学校	森松町943番地	浮穴	3,333.00
41	学習施設課	松山市立清水小学校	清水町三丁目15番地	清水	4,346.00
42	学習施設課	松山市立小野中学校	平井町3690番地	小野	4,204.00
43	学習施設課	松山市立道後中学校	上市一丁目3番57号	道後	1,830.00
44	学習施設課	松山市立三津浜中学校	若葉町8番48号	三津浜	1,152.00
45	学習施設課	松山市立双葉小学校	土居田町123番地3	雄郡	1,481.00
46	学習施設課	松山市立小野小学校	平井町3673番地	小野	2,473.00
47	学習施設課	松山市立たちばな小学校	針田町209番地の1	雄郡	801.00
48	学習施設課	松山市立窪田小学校	久米窪田町307番地	久米	11,502.00
49	学習施設課	松山市立さくら小学校	余戸中四丁目11番1号	余土	10,910.00
50	学習施設課	松山市立味生小学校	別府町166番地の4	味生	5,770.00

51	学習施設課	松山市立伊台小学校	下伊台町1438番地1	伊台	675.00
52	学習施設課	松山市立久枝小学校	安城寺町586番地の1	久枝	1,032.00
53	学習施設課	松山市立久米中学校	来住町689番地	久米	1,390.00
54	学習施設課	松山市立南中学校	東石井七丁目2番52号	石井	8,963.00
55	学習施設課	松山市立興居島中学校	泊町甲425番地の3	興居島	1,448.00
56	学習施設課	松山市立浅海小学校	浅海本谷甲728番地	浅海	2,995.00
57	学習施設課	松山市立五明小学校	菅沢町乙45番地の4	五明	543.00
58	学習施設課	松山市立立岩小学校	猿川原甲49番地	立岩	2,886.00
59	学習施設課	松山市立興居島小学校	泊町甲425番地の3	興居島	504.00
60	学習施設課	松山市五明幼稚園	菅沢町乙45番地の4	五明	241.00
61	学習施設課	松山市立浮穴小学校	森松町832番地	浮穴	3,131.00
62	学習施設課	松山市立内宮中学校	内宮町569番地の1	堀江	5,645.00
63	学習施設課	松山市立拓南中学校	枝松五丁目4番39号	素鷲	7,853.00
64	学習施設課	松山市立椿中学校	市坪南一丁目1番20号	余土	1,313.00
65	学習施設課	松山市立番町小学校	二番町四丁目6番地1	番町	2,731.00
66	学習施設課	松山市立椿小学校	和泉南六丁目1番47号	石井	1,080.00
67	学習施設課	松山市立姫山小学校	山越三丁目800番地	清水	2,595.00
68	学習施設課	松山市立久米小学校	鷹子町15番地1	久米	1,467.00
69	学習施設課	松山市立石井小学校	東石井六丁目8番52号	石井	8,011.00
70	学習施設課	松山市立雄郡小学校	土橋町1番地	雄郡	3,708.00
71	学習施設課	松山市立栗井小学校	常竹甲100番地	栗井	4,752.00
72	学習施設課	松山市立北条南中学校	河野別府12番地	河野	6,287.00
73	学習施設課	松山市立北条北中学校	北条辻365番地	北条	8,385.00
74	学習施設課	松山市立城西中学校	竹原三丁目19番35号	雄郡	2,056.00
75	学習施設課	松山市立堀江小学校	福角町甲1409番地の2	堀江	4,385.00
76	学習施設課	松山市立三津浜小学校	梅田町2番42号	三津浜	3,862.00
77	学習施設課	松山市立桑原小学校	桑原三丁目7番27号	桑原	1,759.00
78	学習施設課	松山市立宮前小学校	祓川一丁目3番39号	宮前	4,402.00
79	学習施設課	松山市立余土小学校	余戸東一丁目14番17号	余土	3,132.00
80	学習施設課	松山市立垣生小学校	西垣生町730番地の1	垣生	1,553.00
81	学習施設課	松山市立高浜小学校	梅津寺町1352番地の2	高浜	1,093.00
82	学習施設課	松山市立中島小学校	長師564番地	中島	3,103.00
83	学習施設課	松山市立中島中学校	長師817番地	中島	5,210.00
84	学習施設課	松山市立正岡小学校	八反地甲160番地	正岡	1,782.00
85	学習施設課	松山市立北条小学校	北条辻64番地	北条	7,077.00
86	学習施設課	松山市立河野小学校	宮内甲9番地1	河野	4,973.00
87	学習施設課	松山市立坂本小学校	久谷町30番地	坂本	2,519.00
88	学習施設課	松山市立日浦中学校	河中町188番地の1	日浦	1,213.00
89	学習施設課	松山市立久谷中学校	浄瑠璃町940番地	坂本	7,482.00
90	学習施設課	和気公民館	太山寺町1226番地1	和気	959.00
91	学習施設課	中央・新玉公民館	千舟町八丁目69番地4	新玉	1,614.00
92	学習施設課	潮見公民館	吉藤四丁目3番16号	潮見	904.00
93	学習施設課	小野公民館	北梅本町759番地	小野	983.07
94	学習施設課	宮前公民館	古三津一丁目26番48号	宮前	495.18
95	学習施設課	泊公民館	泊町618番地1及び818番地	興居島	1,029.08
96	学習施設課	由良公民館	由良町873番地1及び1048番地の2	興居島	718.18
97	学習施設課	浅海公民館	浅海原甲603番地1	浅海	662.92
98	学習施設課	余土公民館	余戸東四丁目4番34号	余土	800.00
99	学習施設課	雄郡公民館	小栗三丁目5番24号	雄郡	689.01
100	学習施設課	桑原公民館	桑原二丁目6番35号	桑原	568.93
101	学習施設課	河野公民館	河野別府182番地1	河野	550.05
102	学習施設課	伊台公民館	下伊台町1474番地1	伊台	727.77
103	学習施設課	清水公民館	清水町三丁目170番地4	清水	941.75
104	学習施設課	荏原公民館	東方町甲955番地	荏原	828.87
105	学習施設課	五明公民館	菅沢町甲247番地1	五明	676.44
106	学習施設課	松山市北条コミュニティセンター	北条辻6番地	北条	1,378.19

107	学習施設課	坂本公民館	久谷町70番地	坂本	553.83
108	学習施設課	石井公民館	居相一丁目8番26号	石井	971.79
109	学習施設課	高浜公民館	梅津寺町1335番地4	高浜	601.65
110	学習施設課	久枝公民館	西長戸町299番地	久枝	371.16
111	学習施設課	立岩公民館	猿川甲747番地	立岩	495.00
112	保健体育課	松山市味生学校給食共同調理場	空港通三丁目6番17号	味生	906.34
113	保健体育課	松山市久枝学校給食共同調理場 松山市城北学校給食共同調理場	西長戸町636番地1	久枝	2,652.78
114	保健体育課	松山市日浦学校給食共同調理場	河中町79番地の2	日浦	90.00
115	保健体育課	松山市中島学校給食共同調理場	小浜甲1206番地	中島	352.00
116	保健体育課	松山市松山南学校給食共同調理場	井門町1084番地1	浮穴	3,291.15
117	保健体育課	松山市北条学校給食共同調理場	下難波甲125番地1	難波	2,127.03
118	保健体育課	松山市湯山学校給食共同調理場	溝辺町甲499番2	湯山	469.03

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(つばき保育園新築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 つばき保育園新築主体その他工事
2. 施工場所 松山市古川北二丁目 18 番 30 号
3. 内 容 保育園舎 鉄骨造 2 階建て
延べ面積：1, 148. 81 m²
建築面積：660. 33 m²
新築主体工事 1 式
外構工事 1 式
4. 請 負 人 松山市井門町 1508 番地 2
山本建設株式会社
代表取締役 山本 太平
5. 請負金額 4 億 3, 540 万 2, 000 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8, 000 万

円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市道上での事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 松山市南高井町 1842 番地 2

株式会社テクノ重機

代表取締役 笠崎 修

2. 事故の概要

令和 7 年 12 月 10 日午前 7 時 40 分頃、松山市佐古甲 45 番地 3 地先の市道佐古本
線上において、道路の陥没により、相手方に損害（物損）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として 1,358,377 円を支払い、今後この事件に関
していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市道上での事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、
和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

旧慣による市有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している市有財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

記

廃止する財産の所在地、地目及び地積

所 在 地	地 目	地 積
松山市祝谷東町 6 1 0 番	溜池	2, 1 3 2 平方メートル
松山市河野別府 1 1 5 番	溜池	1 3, 9 5 9 平方メートルのうち 1 7 1. 7 0 平方メートル

(提案理由)

祝谷東町の溜池は、現在受益者もなく、今後も溜池として利用する見込みがないため、また、河野別府の溜池の一部は、市道河野五明線道路整備事業に伴う道路用地に供するため、地方自治法第 2 3 8 条の 6 の規定に基づき旧慣使用权を廃止するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(旧慣による公有財産の使用)

第 2 3 8 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

１．次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 素鷺 1 8 8 号線	小坂四丁目	小坂四丁目	
2	市道 素鷺 1 8 9 号線	中村二丁目	中村二丁目	
3	市道 味生 3 1 9 号線	清住二丁目	清住二丁目	
4	市道 味生 3 2 0 号線	南斎院町	南斎院町	
5	市道 久枝 2 7 0 号線	東長戸二丁目	東長戸二丁目	
6	市道 久枝 2 7 1 号線	東長戸二丁目	東長戸二丁目	
7	市道 久枝 2 7 2 号線	東長戸二丁目	東長戸二丁目	
8	市道 潮見 1 4 8 号線	谷町	谷町	
9	市道 余土 2 7 2 号線	余戸南三丁目	余戸南三丁目	
1 0	市道 浮穴 1 1 7 号線	森松町	森松町	
1 1	市道 味酒 1 4 6 号線	辻町	辻町	
1 2	市道 味生 3 2 1 号線	山西町	山西町	
1 3	市道 余土 2 7 3 号線	余戸東一丁目	余戸東一丁目	
1 4	市道 小野 2 4 9 号線	水泥町	水泥町	
1 5	市道 小野 2 5 0 号線	水泥町	水泥町	
1 6	市道 北条 3 1 号線	北条辻	北条辻	

(提案理由)

図面番号 1 ～ 1 0 は都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第 3 9 条の規定に伴い市道認定するもので、図面番号 1 1 ～ 1 6 は一般交

通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

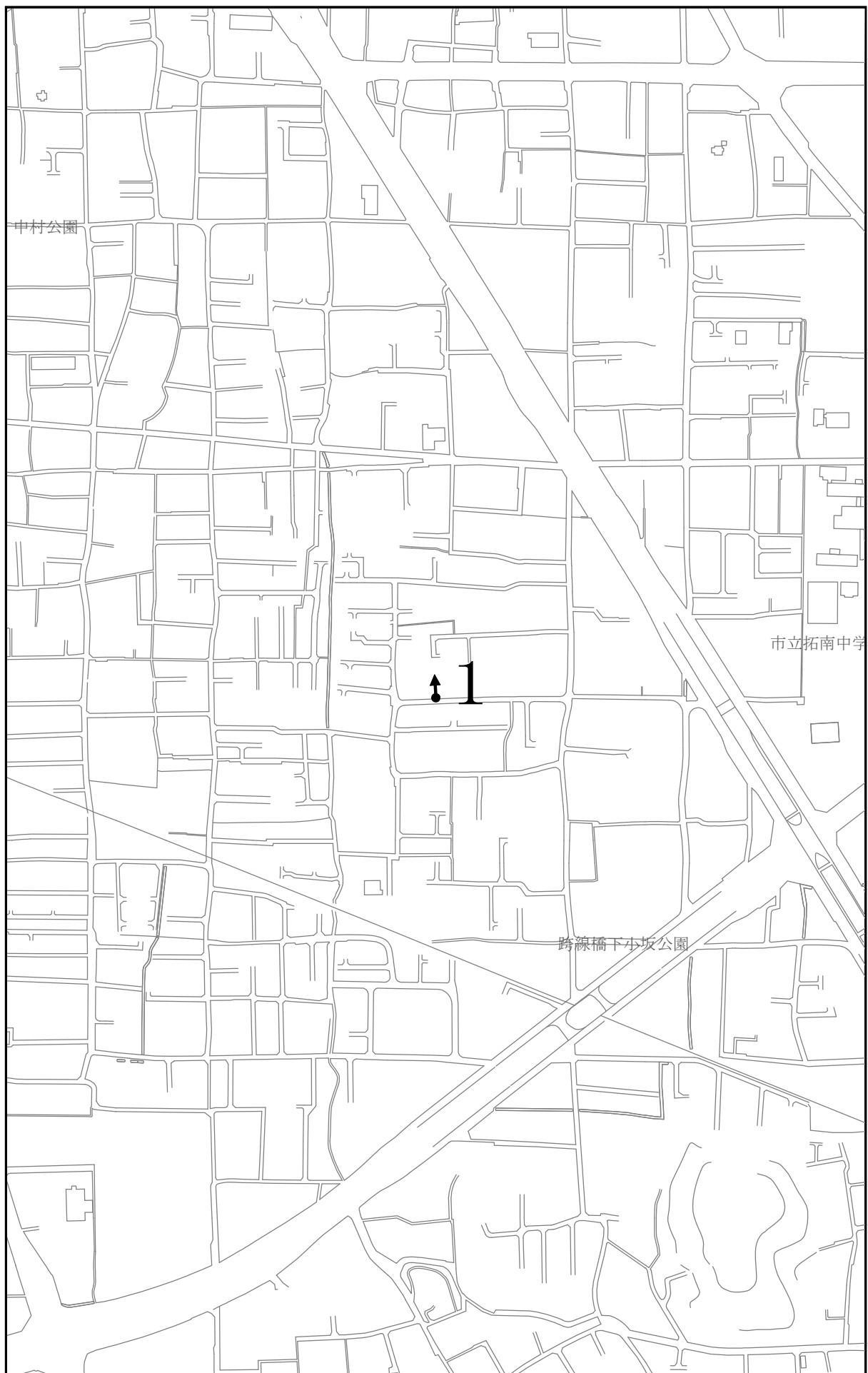
第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

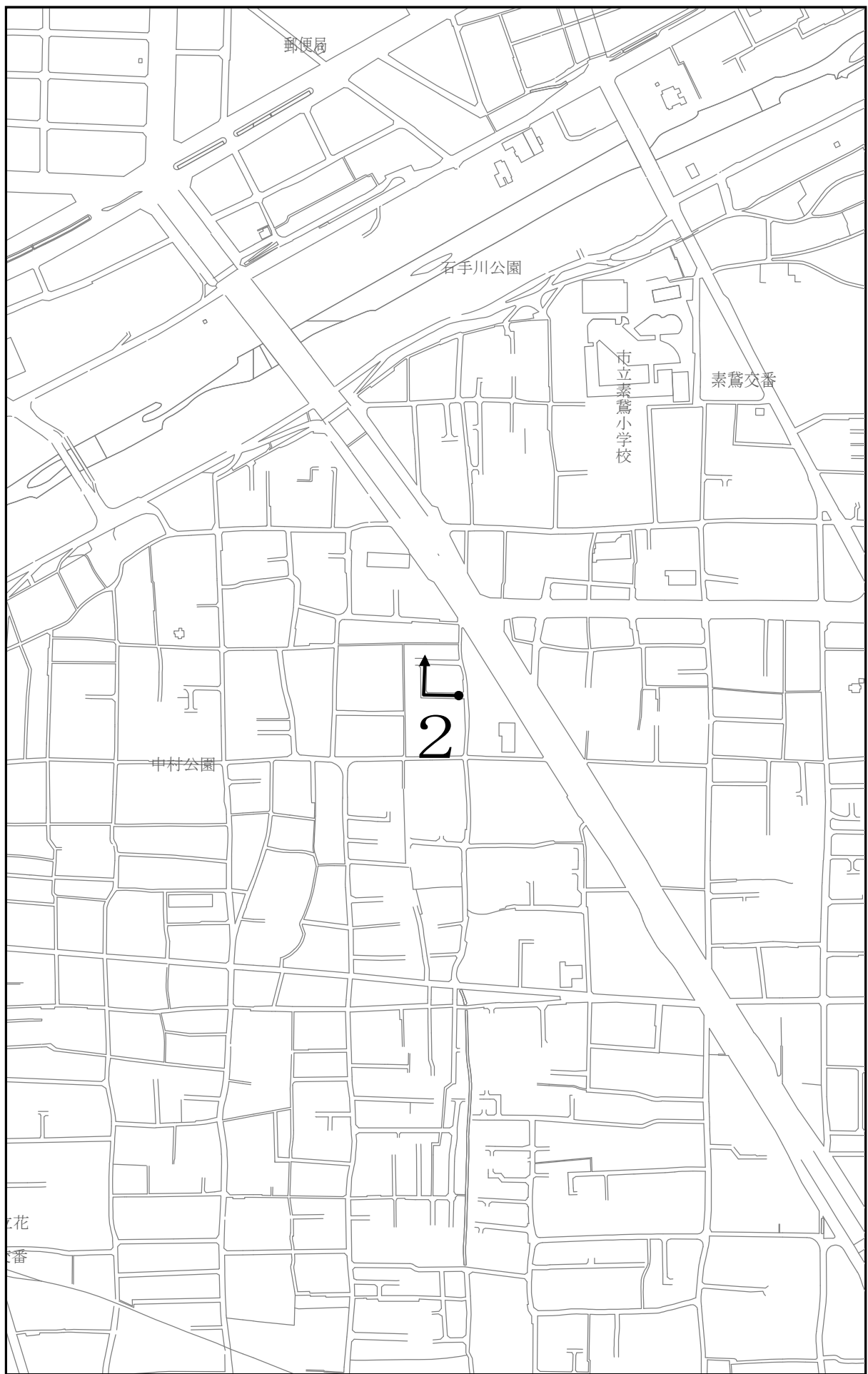
道路法 (抄)

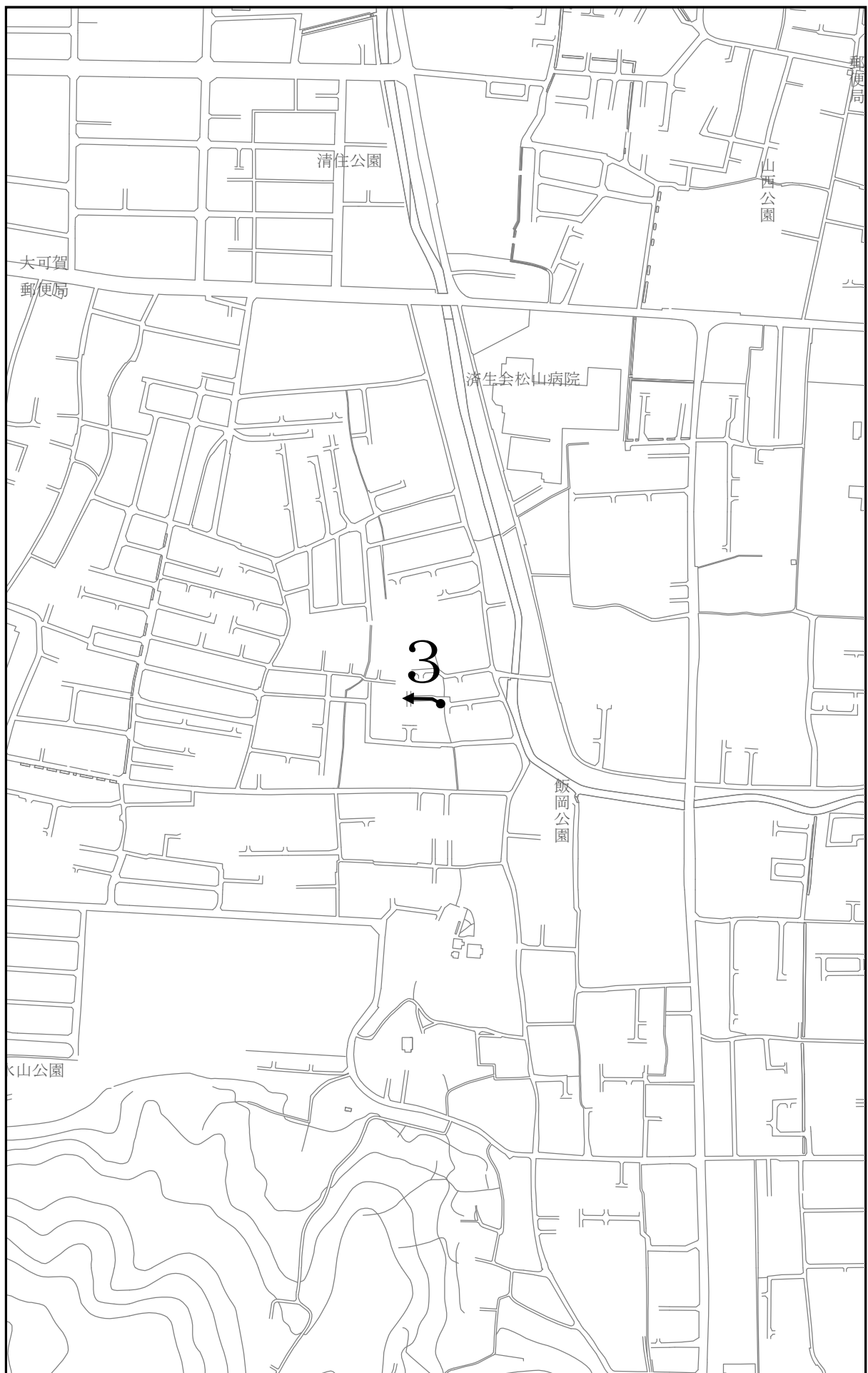
(市町村道の意義及びその路線の認定)

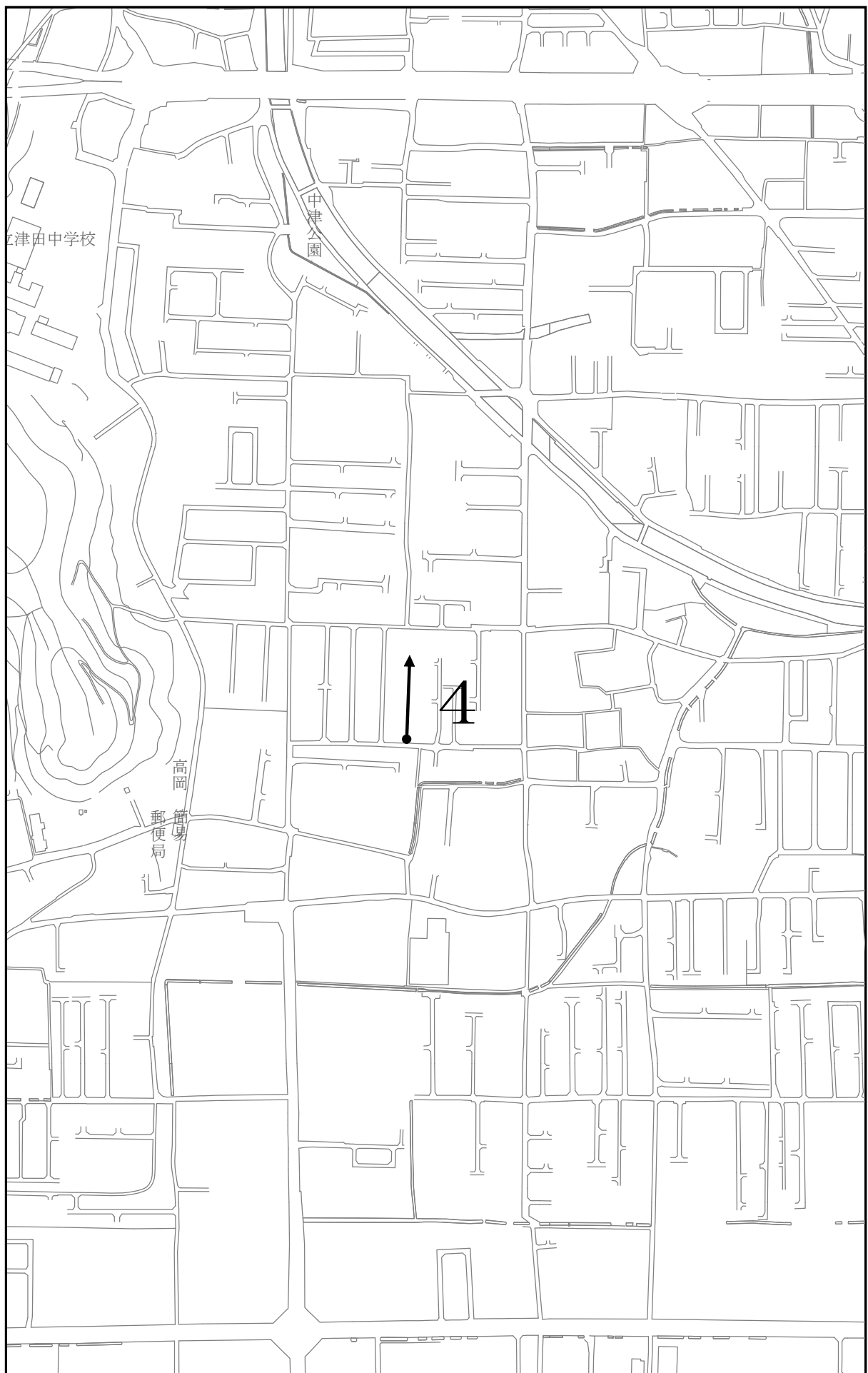
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

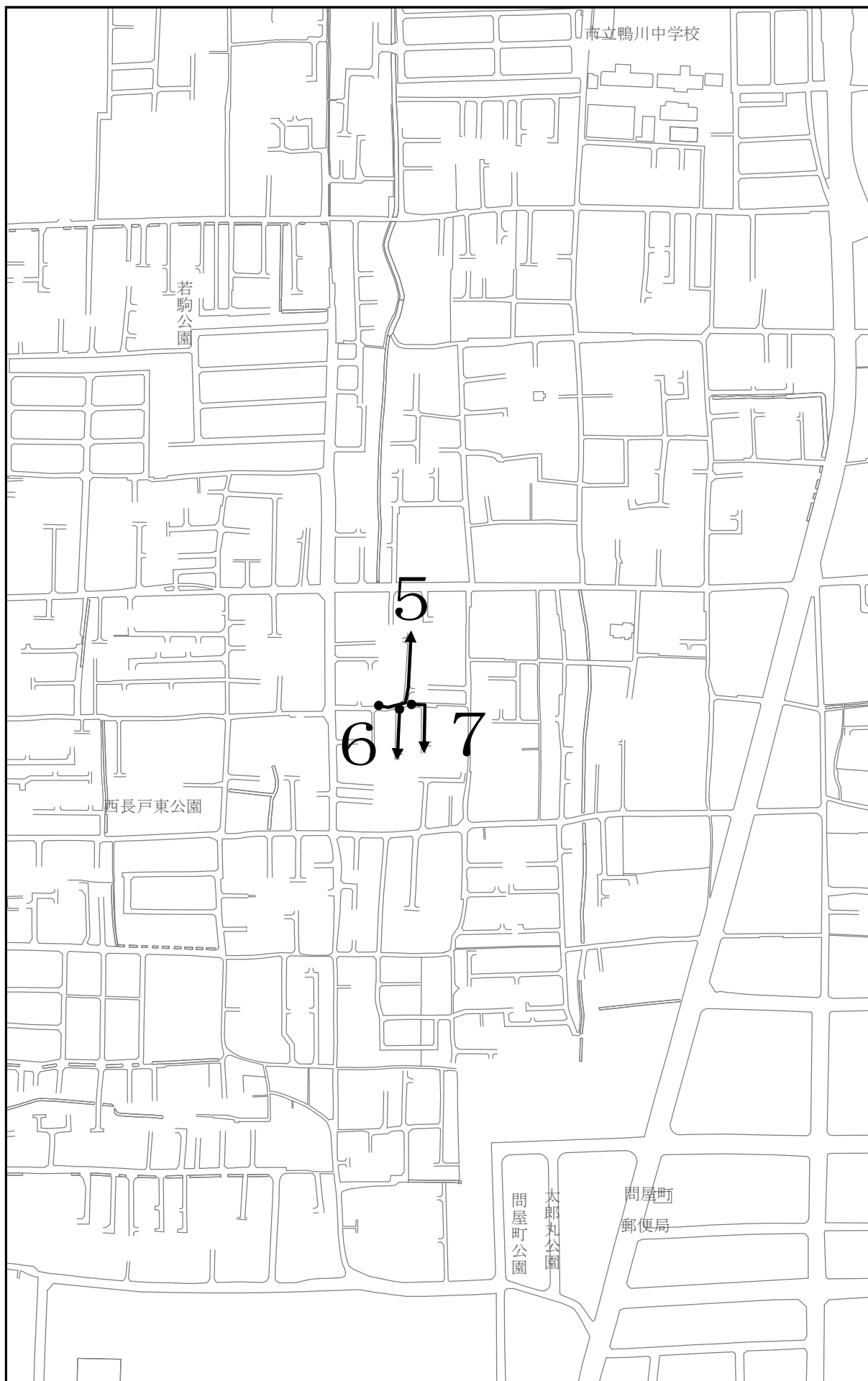
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

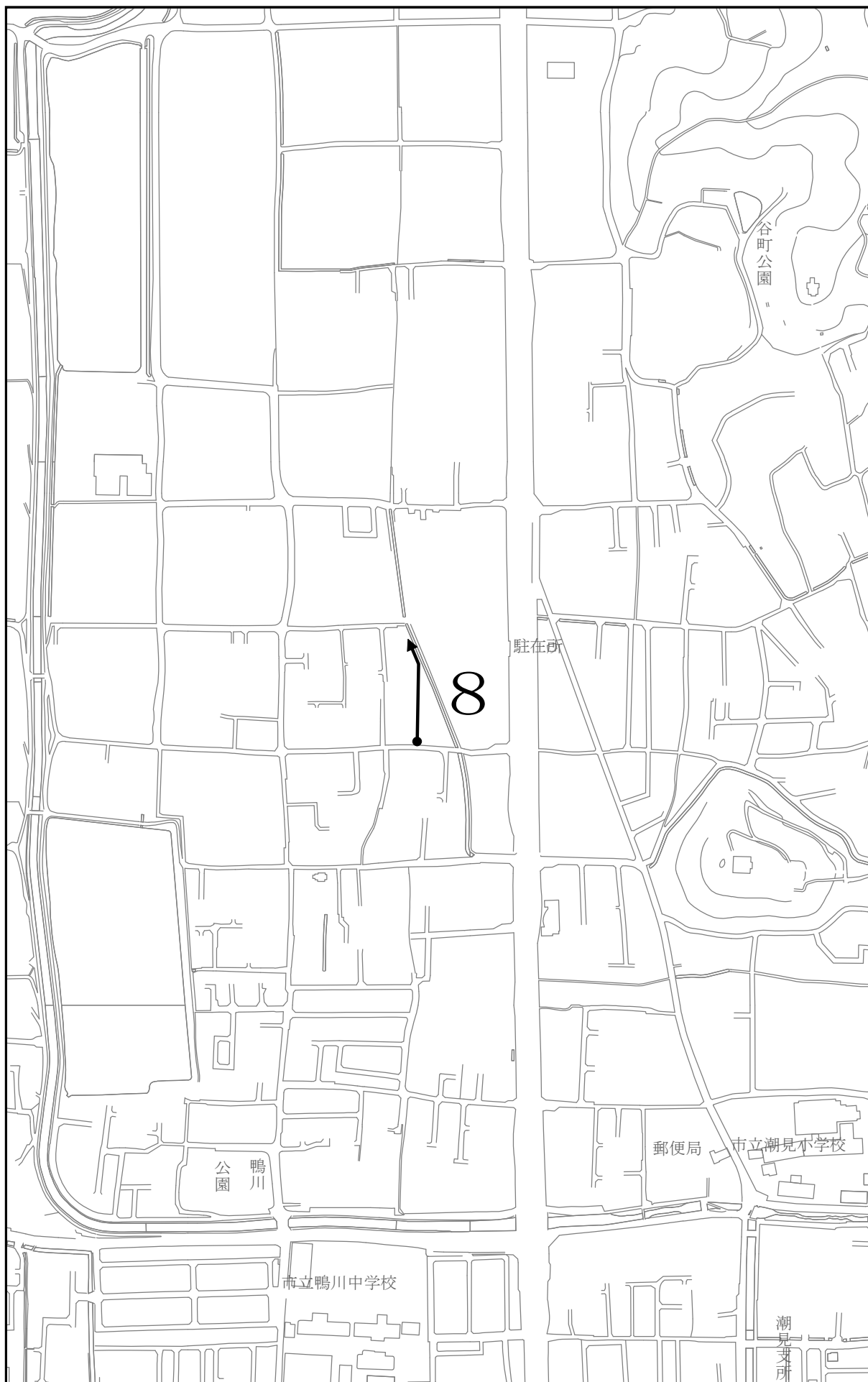




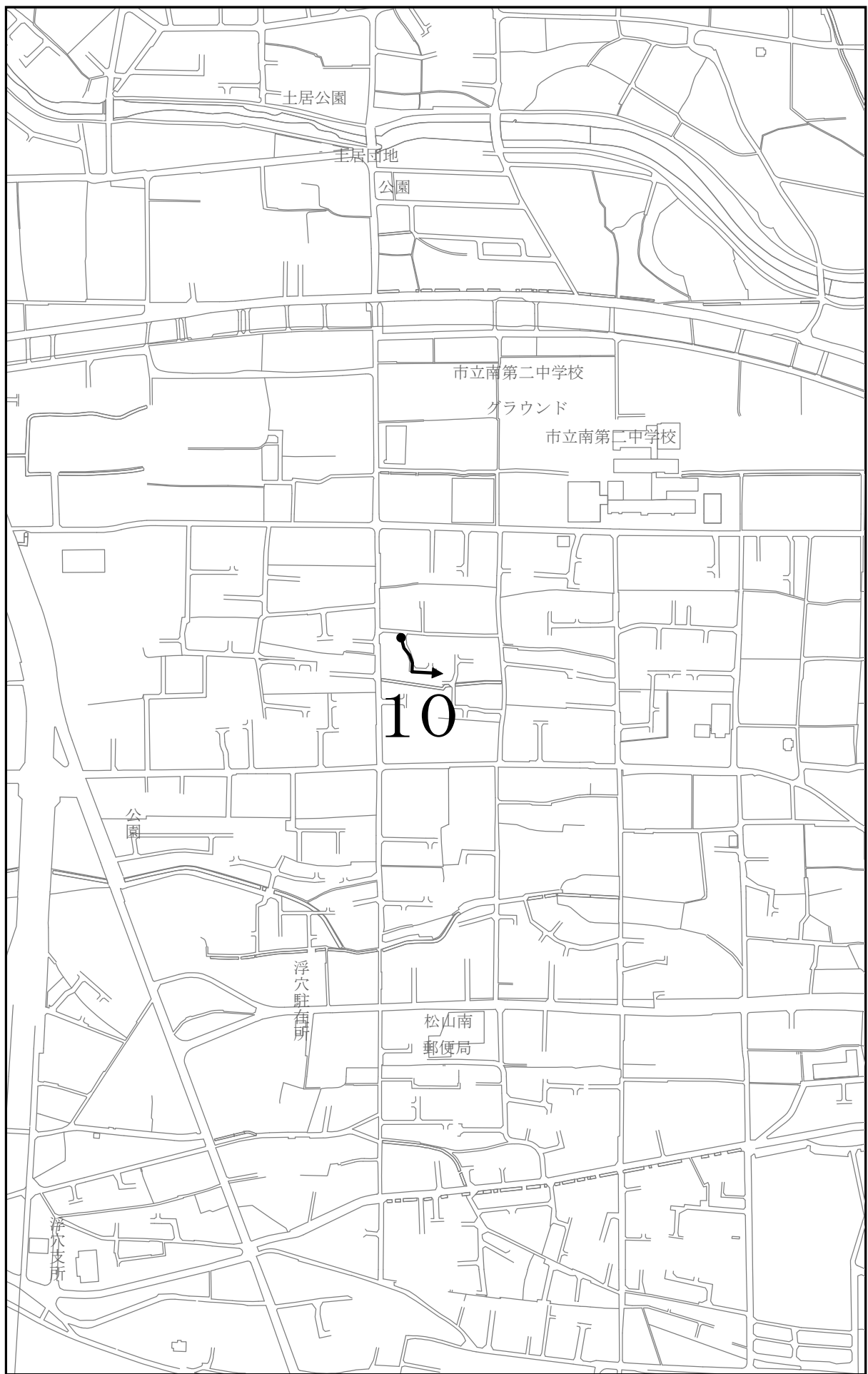


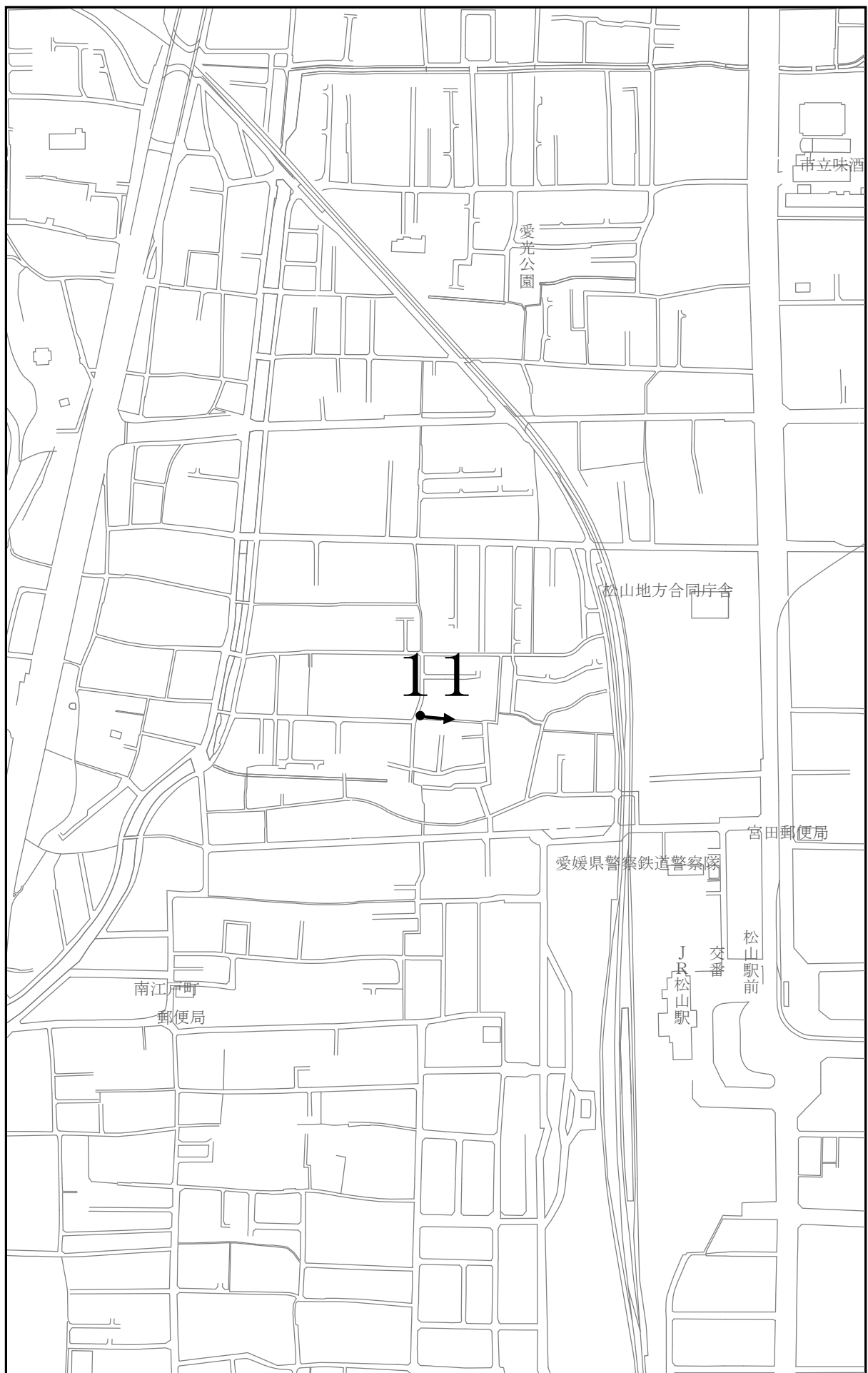


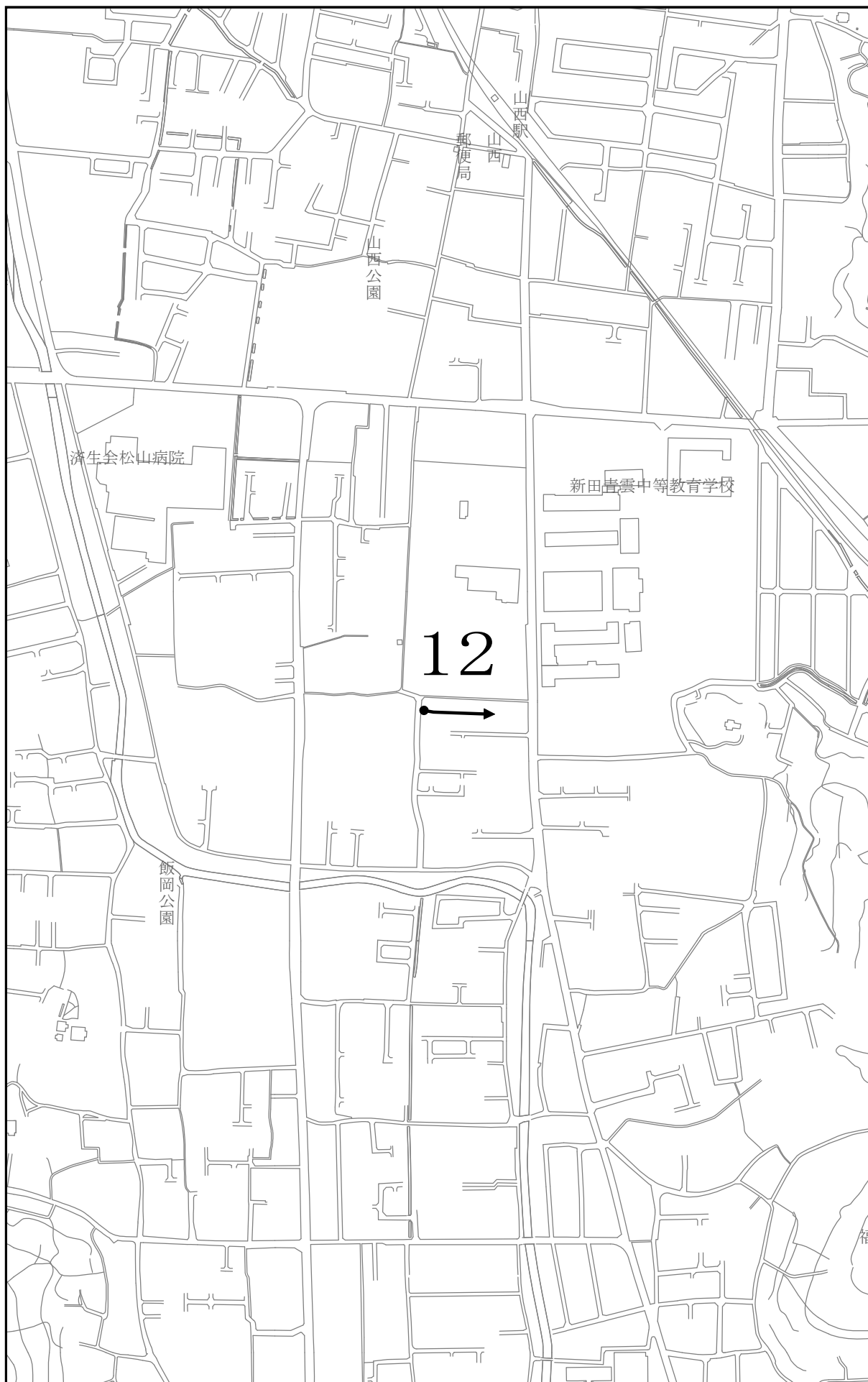


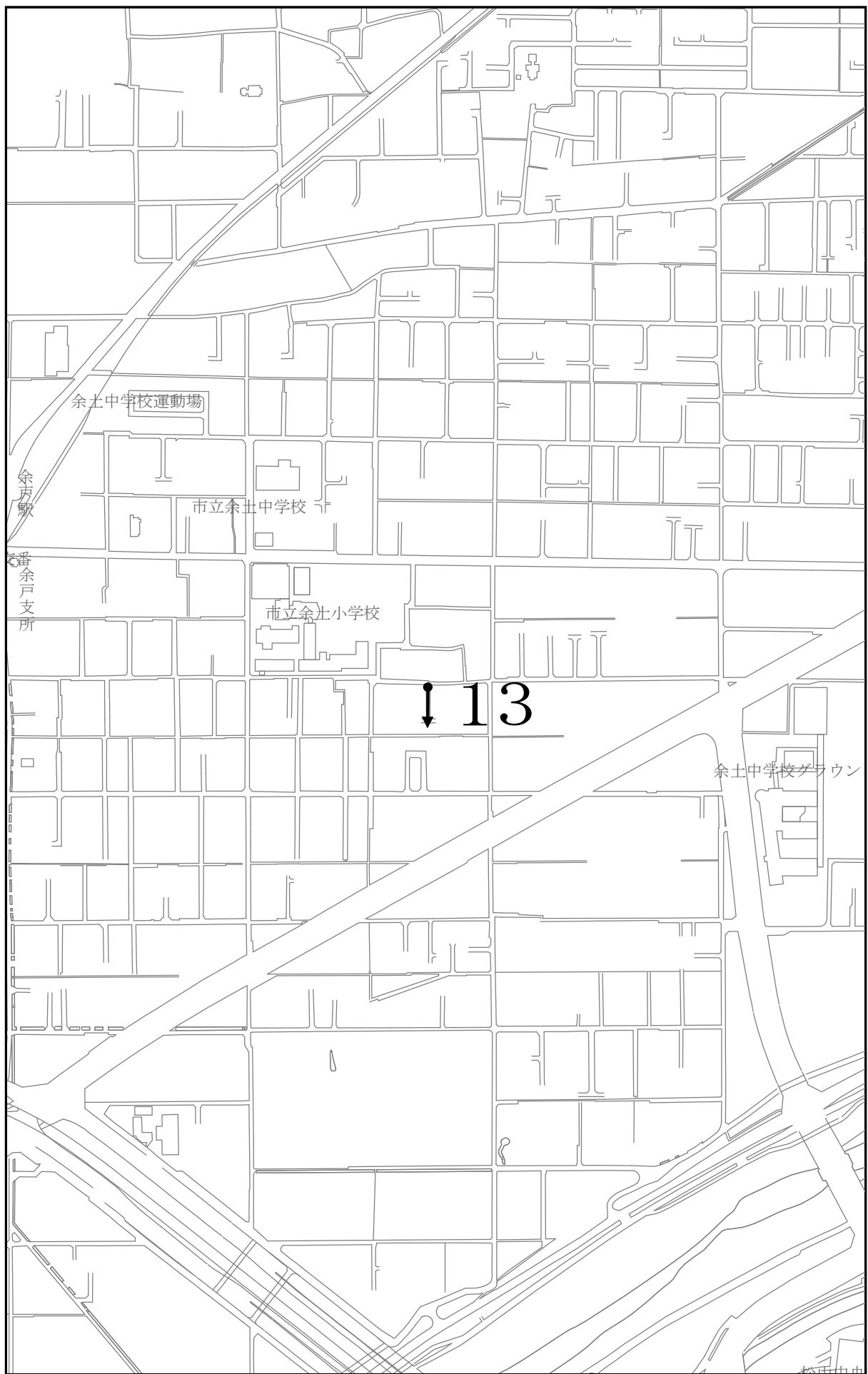


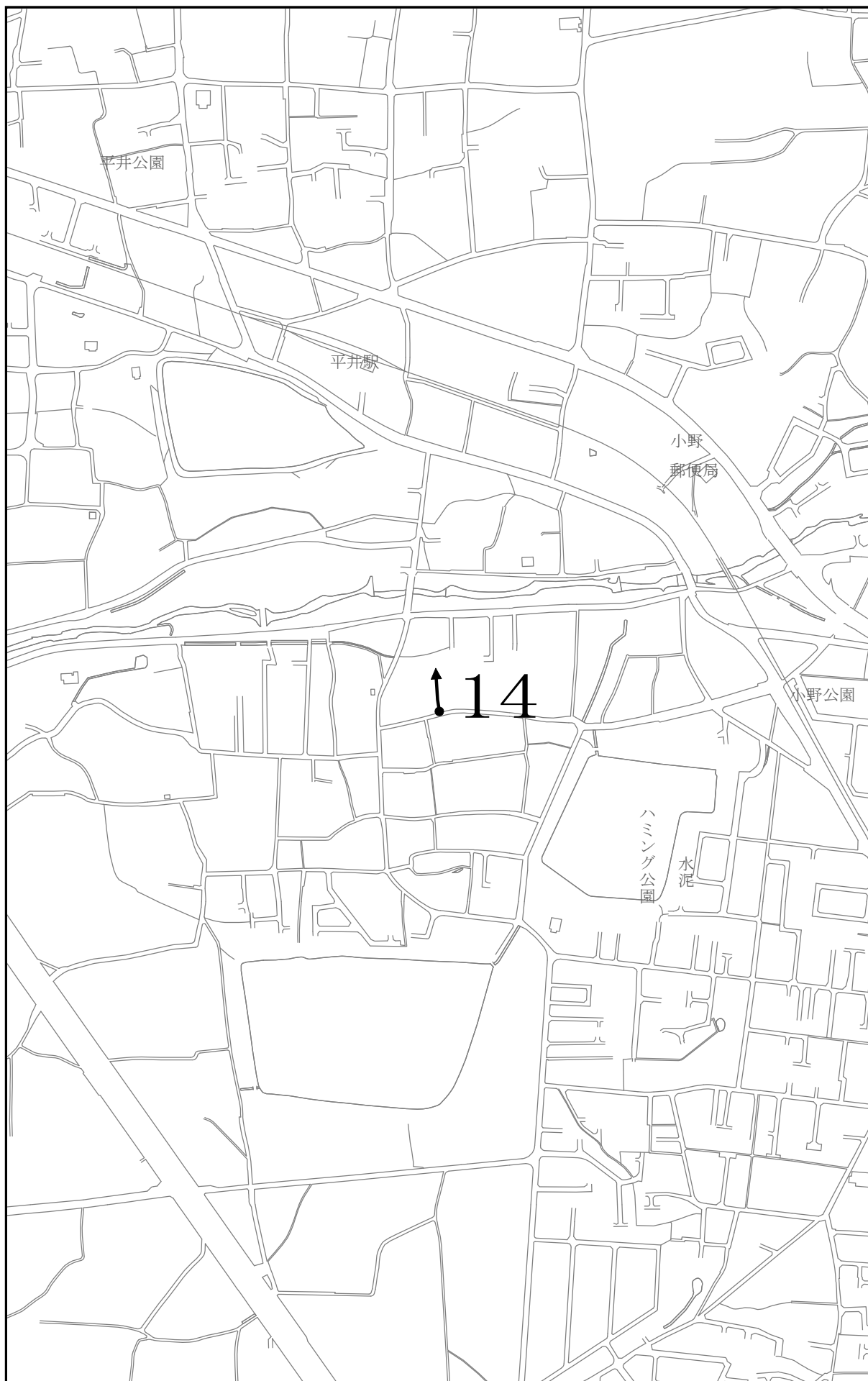


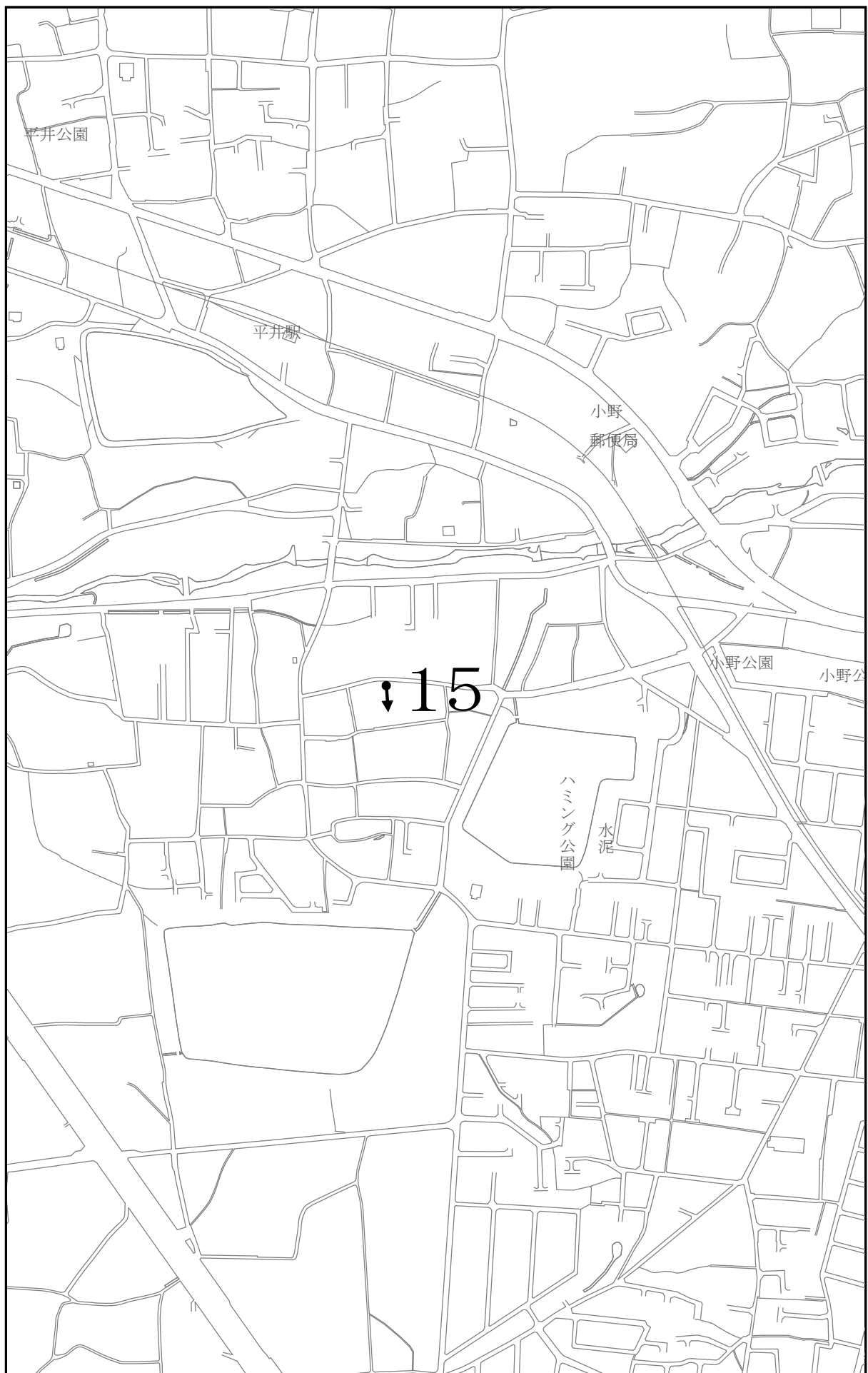


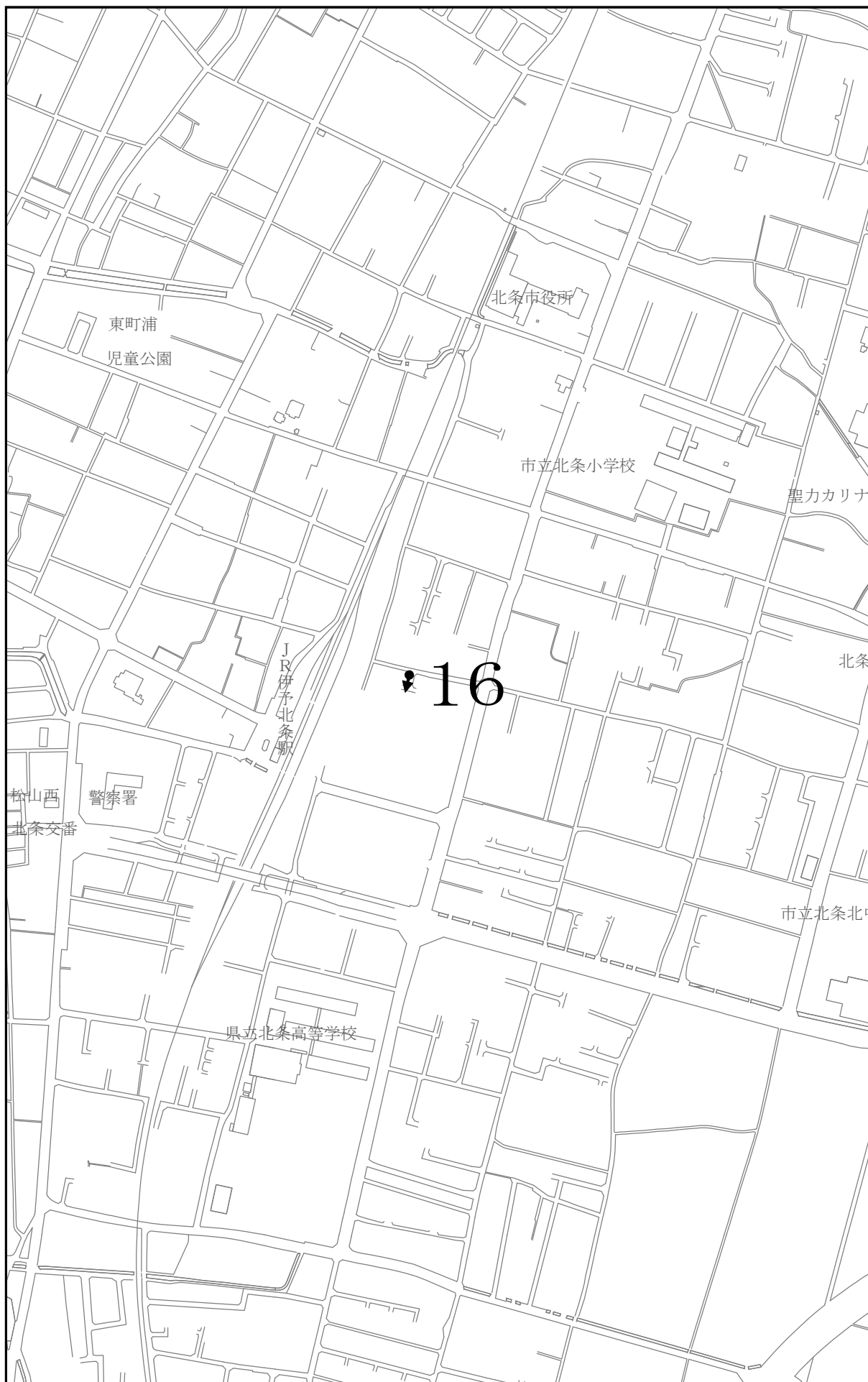












図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 素 鷲 1 8 8 号 線	松山市 小坂四丁目 394番1地先	松山市 小坂四丁目 394番5地先	5.3 ～ 9.4	18.7
2	市 道 素 鷲 1 8 9 号 線	松山市 中村二丁目 125番1地先	松山市 中村二丁目 117番12地先	5.3 ～ 9.9	70.5
3	市 道 味 生 3 1 9 号 線	松山市 清住二丁目 1097番7地先	松山市 清住二丁目 1097番18地先	5.3 ～ 10.6	37.4
4	市 道 味 生 3 2 0 号 線	松山市 南斎院町 1319番1地先	松山市 南斎院町 1319番11地先	5.3 ～ 9.7	71.3
5	市 道 久 枝 2 7 0 号 線	松山市 東長戸二丁目 369番9地先	松山市 東長戸二丁目 381番16地先	4.3 ～ 6.7	92.3
6	市 道 久 枝 2 7 1 号 線	松山市 東長戸二丁目 364番9地先	松山市 東長戸二丁目 364番14地先	4.3 ～ 9.9	45.8
7	市 道 久 枝 2 7 2 号 線	松山市 東長戸二丁目 381番10地先	松山市 東長戸二丁目 364番14地先	4.3 ～ 8.1	56.8
8	市 道 潮 見 1 4 8 号 線	松山市 谷町 甲74番3地先	松山市 谷町 甲74番11地先	5.3 ～ 9.7	95.9
9	市 道 余 土 2 7 2 号 線	松山市 余戸南三丁目 1130番2地先	松山市 余戸南三丁目 1130番12地先	4.3 ～ 8.7	28.8
10	市 道 浮 穴 1 1 7 号 線	松山市 森松町 1047番3地先	松山市 森松町 1020番13地先	5.3 ～ 9.7	58.6
11	市 道 味 酒 1 4 6 号 線	松山市 辻町 220番8地先	松山市 辻町 220番9地先	4.3 ～ 8.7	31.3
12	市 道 味 生 3 2 1 号 線	松山市 山西町 768番5地先	松山市 山西町 768番9地先	4.4 ～ 9.4	63.8
13	市 道 余 土 2 7 3 号 線	松山市 余戸東一丁目 361番2地先	松山市 余戸東一丁目 361番8地先	4.3 ～ 8.7	35.1
14	市 道 小 野 2 4 9 号 線	松山市 水泥町 1022番2地先	松山市 水泥町 1022番5地先	4.3 ～ 8.7	39.4
15	市 道 小 野 2 5 0 号 線	松山市 水泥町 1049番6地先	松山市 水泥町 1049番5地先	4.3 ～ 8.9	21.5
16	市 道 北 条 3 1 号 線	松山市 北条辻 407番1地先	松山市 北条辻 407番7地先	4.3 ～ 8.7	15.2